



この臨時号は、6月6日(月)時点の情報をもとに作成しています。

— 震災で亡くなられた方のご遺族・行方不明の方のご家族へ —

『災害弔慰金』をお配りします

【問】市社会福祉事務所
tel: 22-6600 内線 430・441

この度の震災により亡くなられた方のご遺族と行方不明の方のご家族に「災害弔慰金」をお配りします。お配りする方や金額などは、現行法令、国の財源措置などから次のとおりとなっています。

■対象：震災により亡くなられた方か行方不明の方で、被害を受けた時、本市に住所を有していた方のご遺族・ご家族

■お配りする金額：

- (1) 亡くなられた方(行方不明の方)に扶養されていた場合：500万円
- (2) 上記以外の場合：250万円

※口座振込によりお配りします。

■お配りする時期：受付からお配りするまで、審査などのため約1か月を予定しています。

■受け取ることができる方の順位と範囲：右の表のとおり

■持参するもの：①本人確認ができる書類(運転免許証など) ②死亡診断書(検案書)の写し ③預金通帳(写しでも可) ④印鑑

■受付日時・場所：次のとおりです。

①ワン・テン庁舎2階

●6月20日(月)・21日(火)：鹿折・松岩・面瀬地区

●6月22日(水)・23日(木)：気仙沼・新月地区

●6月24日(金)以降：地区指定なし

②市保健福祉センター「燦さん館」(唐桑)・本吉総合支所(本吉)

6月20日(月)～24日(金)

③階上・大島出張所

6月20日(月)～24日(金)

※いずれの場所も、午前9時から午後4時30分までです。地区指定の日に都合がつかない場合は、他の日・場所でも受け付けます

※27日(月)以降は、土・日曜日、祝日を除き受け付けます。

◆郵送でも受け付けます。災害弔慰金支給調査票(市のホームページからもダウンロードできます)に記入の上、必要書類を添えて「市社会福祉事務所」あてに郵送してください(住所は、このページの右上に記載してあります)。

受け取ることができる方の順位と範囲

受け取ることができる方の順位は、次の(1)(2)の順となっています。また、(1)(2)それぞれの中で、①～⑤の順となっています。

(1) 亡くなられた方(または行方不明者)に扶養されていたご遺族
①配偶者 ②子 ③父母 ④孫 ⑤祖父母の順

(2) 扶養されていないご遺族
①配偶者 ②子 ③父母 ④孫 ⑤祖父母の順

『災害障害見舞金の支給』『災害援護資金の貸し付け』の申請受付を開始します

6月20日(月)から、下記見舞金の支給と資金の貸し付けについても受け付けを開始します。申請する方は、条件や持参するものなど、事前に市社会福祉事務所にご相談ください。

【災害障害見舞金の支給】 震災で重度の障害を受けた方に見舞金が支給されます。

●生計維持者の場合：250万円 ●その他の場合：125万円

【災害援護資金の貸付】 震災で負傷または住宅などの被害を受けた世帯に、生活再建資金を貸し付けます。

●世帯主の負傷状況などに応じ、150万円から350万円までの範囲で貸し付け
(年利：1.5% ※ただし、連帯保証人を立てる場合は無利子です)

既に申請済みの方は手続きは不要です

災害義援金の申請を受け付けています

追加配分があります

【問】市社会福祉事務所
tel: 22-6600 内線 293・294

市では、県から追加された義援金について、県の基準どおり、既に決定している配分額に次の金額を上乗し配分しています。また、申請方法を簡略化し、既に申請を済ませた方の手続きは不要としています。

なお、新たに対象となる方(次の(2)・(6)の方)には、手続き方法などを市から直接連絡します。

■人的被害に関する義援金：

死亡・行方不明者 (1)：新たな配分額 1人 15万円 (合計50万円)

災害障害者見舞金対象者 (2)：新たな配分額 1人 10万円 (合計10万円) (新規項目)

■住家被害に関する義援金：

全壊 (3)：新たな配分額 1戸 10万円 (合計45万円)

大規模半壊 (4)：新たな配分額 1戸 7万円 (合計25万円)

半壊(大規模半壊を除く) (5)：新たな配分額 1戸 2万円 (合計20万円)

■震災で両親を亡くされた18歳以下の方 (6)：新たな配分額 1人 50万円 (合計50万円) (新規項目)

一度申請した方は、追加配分についての手続きは不要です。まだ申請していない方は、市社会福祉事務所などで手続きを願います。

☑ 震災で被害を受けた方の市県民税の減免について

【問】市税務課市民税係 tel：22-6600 内線 243・244

震災により、納税義務者が次のいずれかに該当することとなった場合は、平成23年度の市県民税を減免します。減免は、皆さんの所得や災程度などに応じて行います。

一部申請書の提出が必要なものもありますが、その場合は、納税通知書を受け取った後に市税務課などで手続き願います。

■ 人的被害・生活保護を受けた場合： 次のとおり減免します。

区分	減免割合	申請書の提出
震災により死亡した方	全額減免	必要なし
震災により生活保護となった方	全額減免	必要
震災により障害者となった方	10分の9	必要

■ 居住する住宅に損害を受けた場合：

次のとおり減免します。損害割合は「り災証明書」の『り災程度』によります。

平成22年中の合計所得金額	全壊	大規模半壊・半壊	申請書の提出
500万円以下の方	全額減免	2分の1を減免	必要なし
500万円を超え750万円以下の方	2分の1を減免	4分の1を減免	
750万円を超え1,000万円以下の方	4分の1を減免	8分の1を減免	

■ 養殖漁業・農業所得が激減した場合：

次のいずれにも該当する方は、所得割額（全体のうち当該事業に係るもの）を次の割合に応じて減免します。

- 減収による損失額が平年における収入額の10分の3以上である方
- 前年中の合計所得金額が1,000万円以下である方
- 当該所得以外の所得が400万円以下である方

平成22年中合計所得金額	減免割合	申請書の提出
300万円以下の方	所得割額の全額免除	●養殖漁業：必要なし ●農業：必要
300万円を超え400万円以下の方	所得割額の10分の8を免除	
400万円を超え550万円以下の方	所得割額の10分の6を免除	
550万円を超え750万円以下の方	所得割額の10分の4を免除	
750万円を超え1,000万円以下の方	所得割額の10分の2を免除	

■ 失業などにより前年と比べて所得が激減する場合：

次のとおり減免します。

平成22年中に対する平成23年中の見積所得割合(※)	課税標準額(所得額から所得控除額を引いた額)	減免割合	申請書の提出
10分の5以下の方	100万円以下	所得割額の全額免除	必要
〃	100万円を超え250万円以下の方	所得割額の10分の8を免除	
10分の5を超え10分の7以下の方	100万円以下の方	所得割額の全額免除	
〃	100万円を超え180万円以下の方	所得割額の10分の8を免除	
〃	180万円を超え250万円以下の方	所得割額の10分の5を免除	

※雇用保険法に基づく給付額(失業給付)の全額と、退職手当などの半額が所得と見なされます。詳しくはお問い合わせ願います。

市税の納税通知書の送付について

平成23年度各種市税の納税通知書の送付予定は、次のとおりです。

■ 市県民税

- 特別徴収(給与天引き) 7月上旬
- 普通徴収(納付書納付) 8月上旬
- 昨年度の異動・更正分 7月中旬

※所得証明の発行は、納税通知書の送付後に受け付けを開始します。

■ 軽自動車税

9月中旬

■ 固定資産税

未定です。あらためてお知らせします。

※ 公的年金からの市県民税特別徴収は、震災により、本年度分は6月以降中止します。

なお、6月以降の税額については、市から送付する納税通知書で納付していただくようお願いいたします。

**市立病院・市立本吉病院からのお知らせ
震災後ストレス外来をご利用ください**

**【問】市立病院 tel: 22-7100
市立本吉病院 tel: 42-2621**

震災後、体調が悪くなっていませんか？
次の症状でお困りの場合は、震災後ストレス外来をぜひ
利用してください。

※**受診前に事前にご連絡いただくとスムーズです。**

■**主な症状:**胃が痛い、おなかの調子が悪い、食欲がない、
だるい、ドキドキする、頭痛がする、血圧が下がらない、
胸苦しい、めまいがする、眠れない、不安だ、気分が沈む、
など、様々な体と心の不調

■**診療:**からだの不調を心身両面から診療します。通常の
内科治療に加え、ストレスを和らげる方法の相談に対応
したり、ストレスを和らげる薬を使ったりします。一人
で頑張らず、まずご相談下さい。

■**受付・診療時間など**

◆**気仙沼市立病院（常案）:**

【診療日時】 毎週月・火曜日の午後2時から5時まで

※受け付けは午後1時30分から4時まで

【担当】 市立病院内科外来

◆**気仙沼市立本吉病院（本吉町津谷明戸）:**

【診療日時】 毎週水曜日の午前9時から11時まで

※受け付けは午前8時30分から10時30分まで

【担当】 本吉病院内科ストレス外来担当

**大切な品をお探しの方へ
拾得物を保管・公開しています**

**【問】市危機管理課 tel: 22-1460
※有価物の問い合わせ先 気仙沼警察署 tel: 22-7171**

捜索活動やがれき撤去の際に発見したアルバムや位牌、
賞状などの拾得物を、次の場所で保管・公開しています。
会場は本吉地域を含めた4か所です。大切な品や思い出
の品が見つからずお困りの方は会場までお越しください。

■**保管・公開する拾得物:** アルバムや位牌、賞状など

■**公開場所:**

- 階上公民館（長磯船原）
- 面瀬地域ふれあいセンター（松崎高谷）
- 唐桑体育館（唐桑町馬場）
- 本吉総合体育館（本吉町津谷明戸）

※公開場所を変更する場合は、広報紙や避難所へのお知
らせなどで随時お知らせします。

※拾得物を発見した地域と公開場所の地域は、必ずしも
一致しませんのでご了承ください。

■**公開日時:** 土・日曜日を含む午前9時から午後4時まで

※**金庫や現金、預金通帳などの有価物をお探しの方は、
気仙沼警察署にお問い合わせください。**

**仙台法務局気仙沼支局仮設事務所が
市役所第二庁舎に設置されました**

6月13日
から

【問】仙台法務局民事行政調査官室 tel: 022-225-5720

6月13日(月)から、市役所第二庁舎内に仙台法務局気仙沼支局の仮設事
務所が設置され、次の業務に対応しています。

■**証明書の交付:** 不動産及び会社・法人の登記事項証明書、会社・法人の代
表者事項証明書及び印鑑証明書、地図証明書及び図面証明書

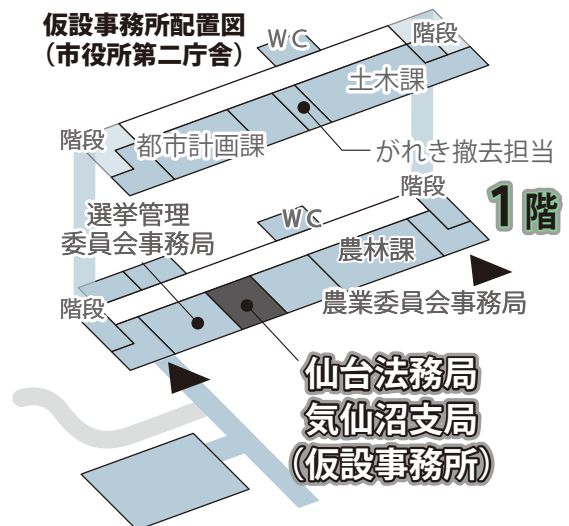
■**登記手続き:** 登記申請の受付、登記識別情報通知書及び登記完了証の交付、
会社・法人代表者の改印届及び印鑑カードの交付届・廃止届の受付

【**取り扱う登記の種類**】 不動産に関する登記、会社・法人に関する登記、船舶
に関する登記、農業用動産に関する登記、各種財団に関する登記

■**登記の相談:** 各種登記に関する相談受け付け

【**取扱時間**】 月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後5時15分まで（祝日を除きます）
※登記手続きについては、月曜日は午後のみ、金曜日は午前のみ取り扱いになります。

仮設事務所配置図
(市役所第二庁舎)



平成22年度の財政状況について

【問】市財政課財政係 tel: 22-6600 内線 233・234

平成22年度決算状況については、後日あらためて広報紙などでお知らせする予定です。

なお、毎年6月と12月に公表している財政状況については、市財政課（本庁舎2階）、唐桑・本吉総合支所、階上・大島出張所で資料を閲覧できるほか、市のホームページでもご覧になれます。



職員・嘱託員・臨時職員募集のお知らせ



上級 (大学卒業程度) 気仙沼市職員 (平成24年4月採用予定)

【問】市総務課人事係 (〒988-8501 住所記載不要)
tel : 22-6600 内線 223・224

■受付期間：6月15日(水)から30日(木)まで

■職種・採用予定人員・受験資格：

◆行政(3人程度)⇒ 昭和51年4月2日から平成2年4月1日までに生まれた方

◆建築(3人程度)⇒ 昭和46年4月2日から平成3年4月1日までに生まれた方で、一級または二級建築士の資格を取得しているか、平成24年3月末までに取得見込みの方

◆保健師(3人程度)⇒ 昭和51年4月2日から平成2年4月1日までに生まれた方で、保健師の資格を取得しているか、平成24年3月末までに取得見込みの方

■申込方法：市総務課(本庁舎2階)備え付けの用紙で、持参するか郵送で申し込んでください。

■1次試験日時・会場：7月24日(日)午前10時から、宮城県気仙沼高等学校(常楽)※2次試験は1次試験合格者に通知します。

■試験科目：〔1次〕教養・専門試験(職種により異なります)〔2次〕論文・人物試験、身体検査

※詳しくは、市のホームページをご覧ください。

※市立病院などに勤務する医療職の募集については、7月以降に広報紙などでお知らせします。

□ すでに生まれ、大学卒業程度の学力を有する方が卒業見込みの方で、職務遂行に支障がなく健康である方(詳しくはお問い合わせください)。

■申込方法：気仙沼・本吉地域広域行政事務組合事務局(赤岩五駄鱈)、市総務課(八日町一丁目・本庁舎2階)、南三陸消防署(ベイサイドアリーナ)、最寄りの消防署などに備え付けの用紙で、郵送するか広域組合事務局に持参してください。

■1次試験日時・会場：7月24日(日)午前9時から、気仙沼・本吉広域防災センター(赤岩五駄鱈)※2次試験は1次試験合格者に通知します。

■試験科目：〔1次〕教養試験、適性検査、体力測定(6種目)〔2次〕論文・人物試験、身体検査



市嘱託員 消費生活相談員 (平成23年7月採用予定)

【問】市商工課 tel : 22-6600 内線 288

■受付期間：6月22日(水)まで

■職種・採用予定人員：消費生活相談員(1人)

※消費生活に関する相談対応業務などに従事します。

■応募資格：次のいずれにも該当する方

◆高等学校卒業以上で消費生活行政に関心がある方

◆パソコンの操作ができる方

◆65歳以下の方

※勤務時間は、週3日の午前9時から午後5時15分まで(原則、土・日曜日、祝日を除く指定した日)

■申込方法：次の書類を市商工課(本庁舎3階)に持参して申し込んでください。

①作文(題「最近の消費生活問題について」。自筆で400字詰め原稿用紙3枚以内) ②履歴書1部(返却しません) ③ハローワークからの紹介状

■試験など：一次試験は書類審査で選考し、二次試験は、合格者に通知します。



気仙沼・本吉地域広域行政事務組合 消防士 (平成24年4月採用予定)

【問】気仙沼・本吉地域広域行政事務組合
(〒988-0104 赤岩五駄鱈 43-2) tel : 22-9111

■受付期間：6月28日(火)まで

■職種・採用予定人員：消防士(上級・若干名)

■受験資格：昭和62年4月2日から平成2年4月1日まで

【雇用の場を創出】

臨時職員などを募集

【問】市商工課 tel : 22-6600 内線 288

市では、国・県の「緊急雇用創出事業」を活用し、被災された皆さんや仕事でお困りの方などの雇用の場を生み出す取り組みを進めています。

市が直接雇用するほか、市が委託する事業者が雇用する場合もあり、主にハローワークを通じて募集します。

今後新たに募集を行うものもあり、職種や募集期間などに関する詳しい情報は、市のホームページをご覧ください。

■主な職種と人数：合計で約700人の募集を予定しています。募集受付中のものもありますので、詳細はお問い合わせください。

避難所の運営補助、支援物資・拾得物の管理、市の窓口業務補助、がれきや漂流物の仕分け・片付け、市道の除草をはじめとする環境保全業務補助など

※応募の際にはハローワーク気仙沼の紹介状が必要です。詳しくはお問い合わせください。

【問】ハローワーク気仙沼(柏崎1-1・気仙沼プラザホテル内) tel : 080-2807-4956・080-2807-4957

●震災関連情報は次の方法でもお届けしています



■各避難所・市民の皆様へお知らせ
掲示場所：各避難所、市役所、総合支所など



■さいがいエフエム
けせんぬまさいがいエフエム(77.5Mhz)
けせんぬまもとよしさいがいエフエム(76.8Mhz)



■市公式 Web サイト：「気仙沼市公式」で検索
URL : <http://www.city.kesenuma.lg.jp/>



■携帯サイト：
i-mode EZweb Yahoo!
ケータイ



■被災者
支援メール

※事前登録が必要です。
●下記アドレスにメール後、
返信内容を確認し登録
【05999@nopamail.jp】